

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

(2022年度)

住 所 茨城県土浦市真鍋一丁目10番8号
 事業者名 関東鉄道株式会社
 代表者名 取締役社長 松上 英一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

- ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	計画なし	

- ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マニュアルの整備・更新・活用	・接遇に関するマニュアルを活用した教育訓練を行うとともに、適宜マニュアル見直しの検討を進める。	計画通り実施
係員の教育（駅係員）	・盲導犬ユーザー等対応講習や車いすを使用した実践訓練を継続開催し、より多くの駅係員のスキル向上を図る。また、駅係員を対象にサービス介助士の資格取得を推進する。	計画通り実施
設備等の点検	・移動等円滑化基準に適合した設備等において、定められた手順に則って定期的に点検を行い、誰もが利用しやすい環境づくりを推進する。	計画通り実施

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを継続的に実施するとともに、係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行う。	計画通り実施

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
SNSの活用	当社公式SNSアカウントにより、掲載情報の拡充等を適宜実施し、分かりやすい情報提供を行うとともに、災害等異常時により多くの利用者がリアルタイムで運行情報を取得できる体制を構築する。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・京成グループで開催の「盲導犬ユーザー等対応講習」に継続的に参加する。 (2017年度～)	計画通り実施
サービス介助士資格取得の推進	・駅係員を対象にサービス介助士の資格取得を継続的に推進する。 (2017年度～)	計画通り実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスター掲出	駅や車内への啓発ポスターの掲出を継続する。	計画通り実施
一般利用者への声掛け	係員からの声かけを積極的に実施し、一般利用者への理解・協力を求める。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・「声かけサポート運動」を継続実施し、係員からの声かけを強化するとともに、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図った。
- ・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各署との協議を継続して行った。

(3) 報告書の公表方法

インターネット（当社HPに公開）

(4) その他

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

(2023年3月31日現在)

鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅別 ○無人 無印 有人 ○一部無人	公共交通移動等円滑化基準合 規の有無	段差への対応	プラットホームの数	段差が解消されてい るプラットホームの 数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の機械の設置数	傾斜路の箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札機の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無
		都道府23区・郡・市																	
取手 駅	常総、JR 線	茨城県 取手市	10,084 人		○		1	1	基	2 (2) 基	基	箇所	○		×	○	×	1 ○	
西取手 駅	常総	茨城県 取手市	2,236 人	○			2		基	基	基	箇所			×	○	×		
寺原 駅	常総	茨城県 取手市	1,672 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		×	○	○	2	
新取手 駅	常総	茨城県 取手市	1,731 人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○		×	○	×	1	
ゆめみ野 駅	常総	茨城県 取手市	2,048 人	○		○	1	1	1 (1) 基	基	基	箇所	○ ○	×	○ ○	○ ○	1 ○	○	
稻戸井 駅	常総	茨城県 取手市	1,293 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		×	○ ○	×	2	
戸頭 駅	常総	茨城県 取手市	4,662 人	○		○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○		×	○ ○	×	2 ○	
南守谷 駅	常総	茨城県 守谷市	2,335 人	○			1		基	基	基	箇所			×	○ ○	×		
守谷 駅	常総、TX 線	茨城県 守谷市	14,684 人		○		2	2	2 (2) 基	4 基	基	箇所	○ ○	×	○ ○	○ ○	2 ○	○	
新守谷 駅	常総	茨城県 守谷市	3,456 人	○			2		基	基	基	箇所	○		×	○ ○	×	2 ○	
小絹 駅	常総	茨城県 つくばみらい市	1,738 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		×	○ ○	×	2 ○	
水海道 駅	常総	茨城県 常総市	2,725 人				2		基	基	基	2 箇所			×	○ ○	×	2	
北水海道 駅	常総	茨城県 常総市	413 人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			—	—	—		
中妻 駅	常総	茨城県 常総市	189 人	○			2		基	基	基	箇所			×	× ×	—		
三妻 駅	常総	茨城県 常総市	186 人	○			1		基	基	基	箇所			×	× ×	—		
南石下 駅	常総	茨城県 常総市	289 人	○		○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所			—	—	—		
石下 駅	常総	茨城県 常総市	800 人	○			2	1	基	基	基	3 箇所			×	× ×	—		
玉村 駅	常総	茨城県 常総市	61 人	○			1		基	基	基	箇所			—	—	—		
宗道 駅	常総	茨城県 下妻市	193 人	○			2	1	基	基	基	1 (1) 箇所			×	—	—		
下妻 駅	常総	茨城県 下妻市	1,631 人		○		2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		×	○ ○	×	2	
大宝 駅	常総	茨城県 下妻市	90 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○		×	—	—	2	
騰波ノ江 駅	常総	茨城県 下妻市	77 人	○			2	1	基	基		箇所			×	—	—		
黒子 駅	常総	茨城県 筑西市	130 人	○			2		基	基		箇所			×	—	—		
大田郷 駅	常総	茨城県 筑西市	328 人	○			2		基	基		箇所			×	× —	—		
下館 駅	常総、JR、真岡 線	茨城県 筑西市	1,172 人				1		基	基		箇所			×	○ ○	×	1	
竜ヶ崎 駅	竜ヶ崎	茨城県 龍ヶ崎市	1,894 人			○	1	1	基	基		箇所			○ ○	×	1		
入地 駅	竜ヶ崎	茨城県 龍ヶ崎市	61 人	○			1		基	基	基	1 箇所			—	—	—		
佐貫 駅	竜ヶ崎、JR 線	茨城県 龍ヶ崎	1,945 人	○		○	1	1	基	基	基	箇所	○		×	○ ○	×		
(合計)									3 3 駅	2 1 駅	0 駅	12 9 駅							
28 駅				22 駅	0 駅	14 駅	44	24	5 (5) 基	6 (2) 基	0 基	20 (14) 箇所	12 駅	2 駅	1 駅	16 駅	3 駅	14 駅 6 駅	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

(2022年度)

住 所 茨城県土浦市真鍋一丁目10番8号
 事業者名 関東鉄道株式会社
 代表者名 取締役社長 松上 英一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

- ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
普通（その他）	計画なし	

- ② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	計画なし	

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけサポート運動の継続実施	・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを継続的に実施するとともに、係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行う。	計画通り実施

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
SNSの活用	当社公式SNSアカウントにより、掲載情報の拡充等を適宜実施し、分かりやすい情報提供を行うとともに、災害等異常時により多くの利用者がリアルタイムで運行情報を取得できる体制を構築する。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	計画なし	

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発ポスター掲出	駅や車内への啓発ポスターの掲出を継続する。	計画通り実施
車両ステッカー	車両において、優先席や車いす使用者のスペースなどにステッカー等の貼り付けを継続して行い、旅客への周知を行う。	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・「声かけサポート運動」を継続実施し、係員からの声かけを強化するとともに、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図った。
- ・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各署との協議を行った。

(3) 報告書の公表方法

インターネット（当社HPに公開）

(4) その他

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(2023年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道（その他）	38 55 編成 両	31 42 編成 両	31 編成	0 編成	0 編成	38 編成	17 編成

III. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を指す。
3. 「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
5. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項（新幹線鉄道を除く）、第2項（新幹線鉄道のみ）、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
6. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。